

## 「あおもり働き方改革宣言企業」登録実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、若者の雇用安定、女性の継続就業・活躍推進、男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスの推進等「働き方改革」に取り組むことについて計画等の作成により宣言する企業について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、企業とは、県内に本社、本店又は事業の拠点があり、県内において事業活動を行い、かつ、常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体をいう。(国及び地方公共団体を除く。)

### (対象)

第3 登録の対象は、「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)」に基づく一般事業主行動計画を策定し、青森労働局に届け出ている企業とする。(県外に本社のある企業で、県内に事業所がある企業は当該本社のある都道府県労働局に届け出ていること。)

### (登録申請)

第4 申請する企業は、「あおもり働き方改革宣言企業」登録申請書(別紙様式)に必要な事項を記入の上、必要書類を添付し、知事に申請するものとする。

2 第1項の申請期限は、令和6年2月29日までとする。

### (宣言企業の登録)

第5 知事は、申請内容を審査し、適当と認められる場合は、「あおもり働き方改革宣言企業」(以下、「宣言企業」という。)として登録し、決定通知を送付する。

2 登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。

### (宣言企業への支援)

第6 知事は、宣言企業に対し、「あおもり働き方改革推進企業」の認証に向けた支援を行うものとする。

### (要領の廃止)

第7 この要領は、令和7年3月31日に廃止する。

### 附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附則

- 1 この要領は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行後の第5第1項の規定による登録の有効期間は、第5第2項の規定にかかわらず、登録の日から令和7年3月31日までとする。
- 3 この要領の施行の際、現に登録をしている企業であって、登録の有効期間の終期が令和7年4月1日以降となっているものの有効期間は、第5第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。
- 4 令和6年3月1日以降に有効期間の終期が到来する登録企業の登録の有効期間は、第5第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。